

岩手県告示第169号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和6年3月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和6年2月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 東北体育施設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市高松一丁目9番50号
 - ウ 代表者の氏名 畠山武美
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一1）第4707号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年2月7日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和5年12月20日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社大船渡ブロック建設
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市猪川町字中井沢10番地7
 - ウ 代表者の氏名 佐藤武雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一2）第5174号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和5年12月20日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和6年1月16日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社鈴健
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市前沢字南前沢30番地
 - ウ 代表者の氏名 鈴木伸孝
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般特一2）第6339号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年1月16日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和6年2月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社寿工業
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市萩荘字要害234番地6
 - ウ 代表者の氏名 佐藤寿幸
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一2）第7526号
 - (3) 処分の内容 タイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年2月5日付けでタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和5年10月18日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 神田産業株式会社

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市立根町字堀之内24番地1

ウ 代表者の氏名 浦田真一

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-30)第10028号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年10月18日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和6年1月10日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社ホーユーホーム

イ 主たる営業所の所在地 花巻市石鳥谷町滝田第17地割54番地1

ウ 代表者の氏名 晴山耕作

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-30)第10129号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年1月9日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 令和6年2月15日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 エストメンテナンス株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市津志田中央三丁目6番11号吉田ビル2階

ウ 代表者の氏名 阿部正昭

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第21105号

(3) 処分の内容 土工工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年1月22日付けで土工工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 令和6年1月10日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社エクステリアホーム畠山

イ 主たる営業所の所在地 花巻市上根子字法領120番地15

ウ 代表者の氏名 畠山由三

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第40118号

(3) 処分の内容 左官工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年1月10日付けで左官工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 令和6年1月29日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 伊勢建築

イ 主たる営業所の所在地 一関市室根町折壁一丁目25番地1

ウ 代表者の氏名 伊勢朋男

エ 許可番号 岩手県知事許可(般一2)第80009号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年1月26日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。